

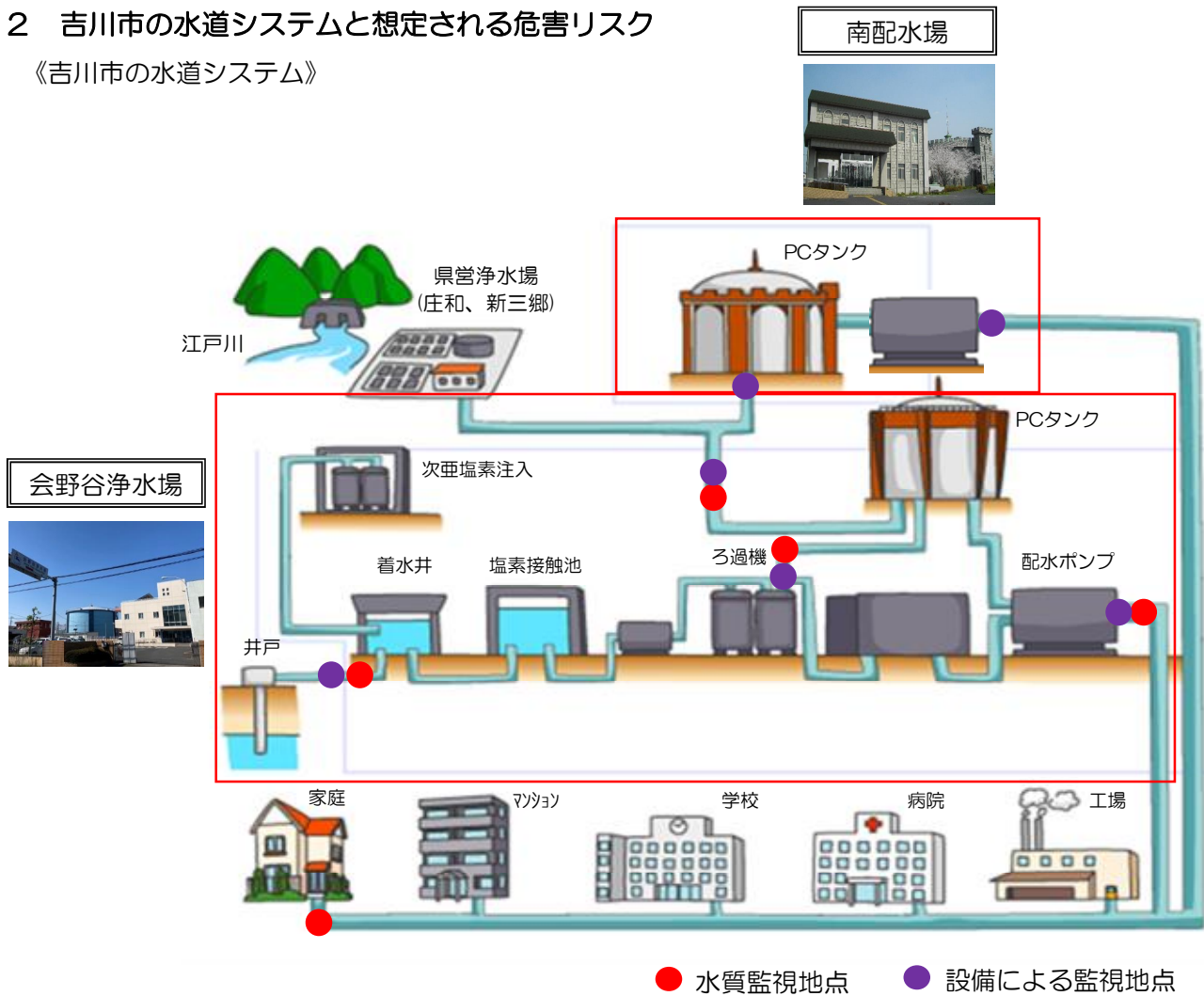
吉川市水道事業水安全計画《概要版》

1 水安全計画とは

水安全計画は、水源から給水栓までの水道システム全体において、想定される危害リスクを抽出・特定し、それらを適切に監視制御することにより、安全な飲用水をお届けするための計画です。

2 吉川市の水道システムと想定される危害リスク

《吉川市の水道システム》



《想定される主な危害リスク》

※地震等災害によるリスクは対象外

システムの場所	想定される危害リスク
水源	<ul style="list-style-type: none"> 井戸の破損による水質汚染、水源井戸への毒物混入 県水水源河川における毒物等の水質事故、カビ臭 等
浄水場	<ul style="list-style-type: none"> 次亜塩素素の注入不足、過剰注入 ろ過処理の異常、設備機器の故障 等
配水過程	<ul style="list-style-type: none"> 長時間滞留による水質の悪化 水道管内面の不純物(鉄サビ等)流出 等

※リスクは、システムで想定される事象のほかに、過去3年間の水質試験データから想定

3 管理措置の設定と対応方法の設定

■管理措置の設定

危害原因事象に関連する19項目に対して、発生頻度や影響程度からリスクレベルを設定し、管理する基準や措置を設定します。また、管理措置や監視方法が適切か評価します。

《危害原因事象に関連する19項目》

残留塩素、一般細菌、大腸菌、ヒ素、シアン、PFOS・PFOA、塩素酸・臭素酸、消毒副生成物、鉄・マンガン、臭気、色度・濁度、耐塩素性病原生物、毒性物質、アンモニア態窒素、外観、異物、水量、放射性物質、その他

《管理措置、監視方法、管理基準の例》残留塩素の場合

発生場所	管理基準	監視方法
水源(泉水)	0.5mg/L以上	計器による常時監視、手分析による毎日測定
ろ水機	1.0mg/L以上	計器による常時監視、手分析による毎日測定
末端給水栓	0.1mg/L以上	手分析による毎日測定

■対応法の設定

①管理基準を逸脱した場合の対応

- ・設備の確認・点検、浄水処理の調整、清掃や修繕、取水・配水停止、関係機関への連絡
- ・水質項目別に具体的な対応を整理

《管理基準逸脱時の対応例》

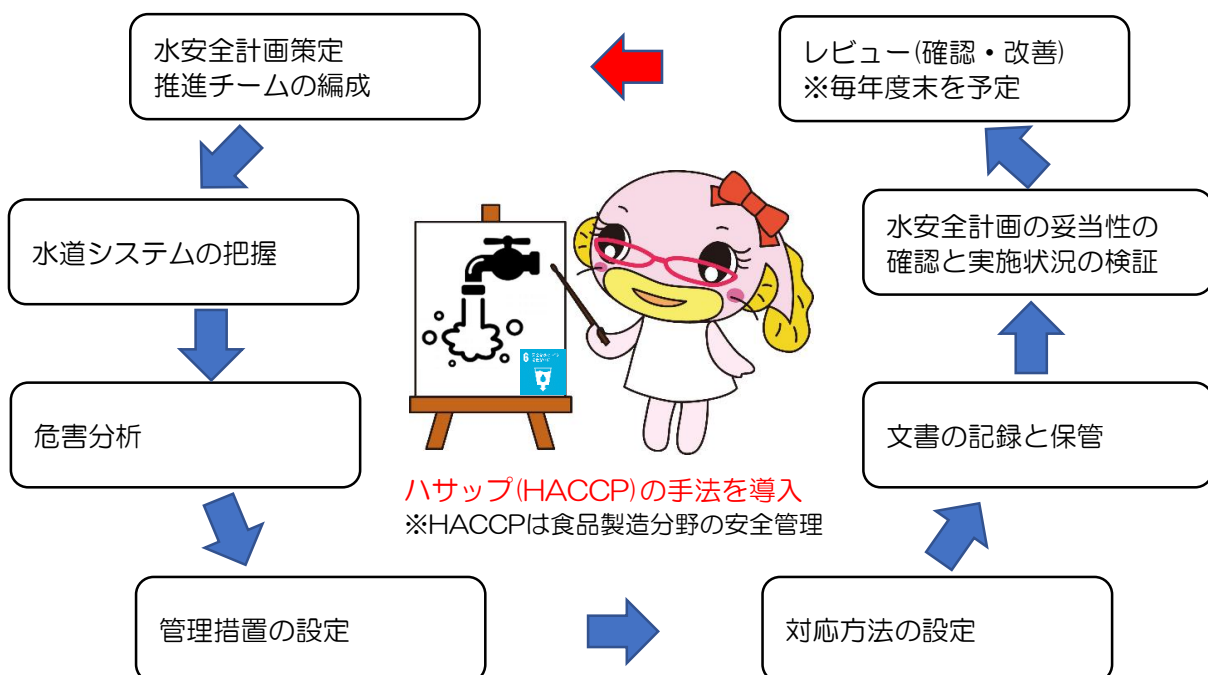
地点	監視方法	管理基準	逸脱時の対応
原水(井戸水)	定期検査	水質監視項目 ・シアン 検出されない	・取水を停止する ・パケットテスト及び臨時検査を実施する ・関係部署へ通報し、配水を停止する

②緊急時の対応

- ・管理基準から大幅な逸脱や予測できない事故等による緊急事態が起こった場合の対応

4 水安全計画の運用

水安全計画は、水道システムを運転・管理していく中で活用し、水質に関する新たなリスクが生じた際は最新の技術や知見に基づいて対応方法などを検証し、これらを反映した計画の見直しを続けていきます。



利用者が安心して飲める安全な水を届けます!